⑿　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年３月31日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び技術資料を提出したときに限り、四国地方整備局総務部契約課（〒760―8554 香川県高松市サンポート３―33　電話087―851―8061）においても当該一般競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。

⒀　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Masanori Miura Director General of Shikoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Machinery Construction work of the Takamatsu Sanport National Government Building South Tower

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 8 January 2015

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 2 : 00 P.M. 24 February 2015 (tenders bring with 2 : 00 P.M. 24 February 2015 or tenders submitted by mail 2 : 00 P.M. 24 February 2015)

⑹　Contact point for tender documentation : Takashi Morisaki, Contract Division, Shikoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 3―33 Sunport Takamatsu-City, Kagawa-Prefecture 760―8554, TEL 087―851―8061 ex, 2526

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

平成26―29年度高松サンポート合同（南館）機械設備工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成26年12月４日

四国地方整備局長　三浦　真紀

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37

１　工事名　平成26―29年度高松サンポート合同（南館）機械設備工事

２　工事場所　香川県高松市サンポート３―33

３　工事内容

本工事は、次に掲げる暖冷房衛生設備工事を施工する。

建物用途：庁舎（増築）

建物構造：鉄骨造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造）地上11階建、塔屋１階、地下１階

建物規模：延べ床面積　22,321㎡

工事内容：南館（増築）
空気調和設備、換気設備、排煙設備、自動制御設備、衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備、消火設備、雨水濾過設備　新設一式
北館（既存）
空気調和設備、自動制御設備、給水設備、排水設備、消火設備、雨水濾過設備　改設一式
屋外
給水設備、排水設備、消火設備　新設一式

工期　平成29年７月31日まで

４　申請の時期

平成26年12月５日から平成27年１月８日まで（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から１月３日を除く。）。なお、平成27年１月９日以降当該工事に係る開札の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

５　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、平成26年12月５日から　〒760―8554 香川県高松市サンポート３―33　四国地方整備局総務部契約課調査係　電話087―851―8061㈹において特定建設工事共同企業体としての資格を得ようとする者に交付する。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる資料を添付し、持参により提出すること。提出場所は⑴に示す申請書の交付場所に同じ。

１）特定建設工事共同企業体協定書㈱（６⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。

２）６⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成26年12月４日付け支出負担行為担当官四国地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の様式－１－１及び様式－１－２と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）。

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

６　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年３月31日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成26年３月31日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び、次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、平成26年３月31日付け公示６（建設工事）の⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす２社の組み合わせとする。

１）四国地方整備局における平成25・26年度一般競争参加資格のうち、「暖冷房衛生設備工事」の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

２）四国地方整備局における暖冷房衛生設備工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,100点以上であること（上記１）の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。

３）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記１）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

４）当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

５）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次の要件を満たすものとする。

１）特定建設工事共同企業体にあっては、代表者が平成11年度以降に元請けとして、下記の条件を満足する同種工事１の施工実績を有し、他の構成員は、平成11年度以降に元請けとして、下記の条件を満足する同種工事２の施工実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。